

2024年12月策定

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づくチューリップ株式会社の行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和6年12月18日～令和9年12月18日（3年間）

2. 計画内容

【目標】労働者に占める、女性労働者の割合50%以上を維持する。

<対策>・超過勤務の縮減

・年次有給休暇の取得促進

・育児休業の取得促進